

令和6年度第1回会津若松市総合教育会議 議事録

1 日 時 令和6年5月29日（水）
開会 午後1時30分 閉会 午後2時50分

2 場 所 会津若松市役所追手町第二庁舎 大会議室

3 出 席 者
市長 室井 照伸 平也
教育長 寺木 誠也
委員 岩山 理治 治哲
委員 秋田 中裕 忍敏
委員 田中 志達 賢
委員 秋月 淳子 あか
委員 林健 毅
委員 幸也

4 事務局出席者
教育部長 佐藤 哲也
副部長兼教育総務課長 秋山 敏也
生涯学習総合センター所長 五十嵐 治東
学校教育課長 伊達 東ね
文化課長 藤井 央忍
学校教育課総務主幹兼指導主事 佐藤 毅
// 主幹兼指導主事 五十嵐 毅
// 主幹 伊達 央忍
文化課主任主事 佐藤 嶽
教育総務課主幹 酒星 澄
// 副主幹 長橋 嶽
福本 英
小檜山 智晶

5 協議題
(1) 特別支援教育の充実について
(2) 芸術文化活動の促進について
(3) その他

6 議事の大要

○開会

○会津若松市長あいさつ

○議事録署名人 田中 裕志委員、秋月 淳子委員を指名

○協議内容

<議長：室井市長> それでは早速協議に移ります。1つ目の協議題は「特別支援教育の充実について」であります。特別支援教育については、特別な支援を必要とする子どもたちが学びを通して自立や社会参加に必要な力を育むため、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援や環境整備に取り組んでいるところですが、支援が必要な児童生徒数が年々増加傾向にあることから、今後より一層の支援の充実に向けて協議を行ってまいります。それでは事務局より説明をお願いします。

<事務局> 「特別支援教育の充実について」説明

<議長：室井市長> ただ今、特別支援教育にかかる取組の現状や課題等について事務局より説明がありました。あらためて説明を聞きまして、現場が年々大変になっていいると感じています。支援員の成り手がいないなど様々な課題もある状況でございます。それでは特別支援教育の充実に向けた取組について、皆様よりご意見やご質問などありましたら発言をお願いいたします。

<林委員> この10年で特別な支援を必要とする子どもの人数が小学校で3.4倍、中学校で2.1倍と大きく増加していますが、どういった理由があるのでしょうか。また市長から支援員の数が少ないとの話がありましたが、事務局として支援員は何人必要だと考えているのかお伺いします。最後に特別支援学級が増えたことによって通常学級への影響はあるのでしょうか。この3点についてお伺いします。

<事務局> まず特別な支援を必要とする子どもが増えた理由につきましては、不確かなどころはありますが、調査が丁寧になったことがあると感じています。以前は支援が必要な場合でも通常学級に在籍している児童生徒が多かったと思いますが、しっかりと見取った中で、特別支援学級で学んだ方がその子にとってはいいという判断が増えてきた点が1つの理由かと思います。次に必要な支援員の人数についてですが、今年度は支援員が35名おりまして、人数から言えば全学校数より多いところですが、2校が未配置となっている状況です。各学校の実情や児童生徒の様子などを学校から聞き取った上で支援員を配置しておりますが、未配置校からもできれば配置して欲しいとの要望があります。そういった中では全ての学校への配置がまずは必要であると考えております。ただ、毎年実情も変わっていますので、未配置の学校に配置すれば終わりということでもないものと思っております。昨年度もそのことがあったので支援員を異動させたりしました。ずっと同じ学校へ配置するのではなく、必要な学校に2名配置したりですか、限られた予算の中で有効に支援員を配置するよう工夫しながら対応しているところでした。現時点においては具体的に必要とする支援員の人数は出ておりませんので、今後学校に問い合わせしながら情報収集してまいりたいと思います。最後に通常学級への影響についてですが、通常学級におけるマイナスの影響はないものと考えます。なお情緒学級の子どもは、知的の遅れがないことを前提としてですが、交流学習というものがあります、親学級に混ざって授業を行うことが多いです。特に中学校の英語は英語の先生が教えることになっており、英語の授業に混ざることになりますが、支援員が付かない落ち着かなくなってしまう状況がありますので、各学校では工夫しながら配置をしているところであります。

<林委員> このままのペースでいくことが学校にとってより良い対応であるとの認識でよろしいのでしょうか。

<事務局> 令和6年度についてはできる限りの対応を行ったと認識しておりますが、支援員になってくださる方が見つからない状況もありますので、都合により途中で辞める方がいた場合、補充の対応などをなるべく早く行っていきたいと考えております。

<秋山委員> 支援員が配置されていない学校からも配置の要望があるとのことですが、配置基準はあるのですか。

<事務局> 明確な基準はなく、学校の実態によって配置しているところです。

<秋山委員> 配置されていない学校からも配置の要望はあるんですよね。

<事務局> 未配置の2校からも配置の要望はあります。

<秋月委員> 支援員は会計年度任用職員のことですが、雇用条件を教えて下さい。それと教育相談員が増員されたことによって適応指導教室の運営は充実しているのかお伺いします。

<事務局> 支援員は令和2年度から会計年度任用職員に移行となりましたが、臨時職員とは異なって3年以上の雇用が可能となったほか、期末手当の支給、年休や特別休暇の取得といったところで待遇が改善されております。さらに今年からは勤勉手当が加わりまして、より待遇の向上が図られたものです。勤務についてもほかの先生方と同じく学校が開いている時間となっております。次に適応指導教室の運営の充実についてですが、今年度は教育相談員を1名増員して、既存のひまわり教室へ通うのが遠い子ども達のために火曜日の午前中にふれあいルームを開設したところです。ふれあいルームには今のところ希望者はおりませんが、いつでも受け入れるように教室を開けて待っている状況です。今後はふれあいルームのある一箕地区近辺を中心にさらなる周知を図ってまいります。また増員した教育相談員は英語の先生として、ひまわり教室では英語の授業を行っており、子ども達が学ぶ機会も増えているところです。

<秋山委員> 日本語指導が必要な児童生徒が増えてきているとの話がありましたが、何人くらいいるのでしょうか。

<学校教育課長> 現在のところ行仁小学校、松長小学校、門田小学校、第三中学校の4校から要望がありまして、日本語指導の先生を派遣しております。

<秋山委員> 児童生徒数としては何人ですか。

<事務局> 行仁小学校1名、松長小学校2名、門田小学校3名、第三中学校1名となります。ほかにも学校からの教育相談員の派遣要請はありませんが、城西小学校に1名おりまして合計で8名となります。

<田中委員> 入学にあたり、特別支援学級か通常学級かを最終的に選ぶのは保護者の意見が尊重されるということですが、ミスマッチはあるのでしょうか。例えば専門家の意見であれば特別支援学級であるけれど、保護者が通常学級を選択するですか。仮にその場合、途中で特別支援学級に入ることができるものなのでしょうか。また特別支援学級に通っている子どもが特別支援学校へ行くことができるのでしょうか。

<事務局> ミスマッチがあるのかという点については、教育支援委員会では詳細なデータやドクターの意見をいただいた上で判断させていただいており、その判断を保護者に伝え、保護者が納得した形で届けを提出することになっておりますので、ミスマッチはないものと思います。

<田中委員> 専門家の意見が特別支援学級相当であったけれど、通常学級へ入るケースはあまりないという認識でしょうか。

<事務局> 教育支援委員会において特別支援学級との判断を出し、それを保護者に伝え、保護者が同意せずに通常学級に入るケースはあります。あくまでも保護者の同意が必要ですので。また年度途中で特別支援学級に入ることができるのかという点については、実際はできない作りになっております。理由はいくつかありますが、学級数の増減にかかる場合があったり、教員定数とも絡んでくる場合があり、年度途中の配置替えは行わないものです。特別支援学校については、市立学校ではなく支援学校に通っている人数は把握しております、会津支援学校には73名、聴覚支援学校会津校には小学部3名、会津支援学校竹田分校には中学部2名、猪苗代支援学校には小学部2名、中学部2名、須賀川支援学校郡山校には小学部1名、須賀川支援学校には中学部1名となっており、支援学校を選択して通っていらっしゃるものです。

<田中委員> 専門家の意見と保護者の判断が異なる場合、通常学級に支援を必要とする子どもがいるということだと思いますが、学級の運営や周りの児童生徒との関係性が難しいのではないでしょうか。それに対するケアはされているのですか。

<事務局> 支援員の職務は特別支援学級での対応だけではなく、通常学級にいる支援が必要な児童生徒の対応も行うこととなっております。また中学校ですと、空き時間の先生が支援に入って授業を見ている場合もございます。小学校は副担任がいることがあまりないので教頭先生や校長先生が支援に入っている学校もあります。

<林委員> 年度途中に支援員の成り手が見つかった場合、未配置の学校へ配置することは予算面からみて対応可能なのでしょうか。

<事務局> 基本的には当初予算の範囲内での対応となりますので、前年度のうちにある程度学校の要望を踏まえた上で予算措置を行います。緊急の場合は補正予算での対応ということもありますが、これまで補正予算で対応したことはありませんでした。

<議長：室井市長> 必要な予算は当初予算で組むこととしており、補正予算は議決を経る必要もあるため、現場の状況が大変であるなど特別な事情がない限りはなかなか難しいところはございます。なお事務局に確認ですが、支援員の財源は市の一般財源ですか。

<事務局> 支援員の財源は全て市の一般財源となります。

<秋月委員> 初めて子育てする方は自分の子どもの特性に気付きにくい面があったり、受け入れられないこともあるかと思います。そういう場合、小学校入学の際に突然現実を突きつけられてもすぐには受け入れられないこともあるのではないかと思いますので、乳幼児健診あたりから保護者とのコミュニケーションをとるなど少しずつ対応を進めていただければと思います。

<事務局> 乳幼児健診は市の保健師が対応しており、その辺りも注意して見ているかと思いますが、期間によって変わってしまうところもあるかと思いますので、そのあたりの連携については担当部署に伝えてまいります。

<事務局> これまで年長園児を対象に就学相談を実施していましたが、低年齢化していることもありますし、学校教育課の相談員と関係部署の相談員が連携しながら年中や年少の園児に関しても園から情報をいただいて就学相談を受けております。また園でも子ども達の観察を行うなど、何とか小学校入学に繋いでいくという体制をとっているところでした。

<議長：室井市長> ここで教育長のご意見を伺いたいと思いますが、いかがですか。

<教育長> まず私から事務局に確認ですが、支援員の主な職務は特別支援学級の支援ではなく、通常学級にいる特別な支援を必要とする子ども達の支援との認識でいいのでしょうか。先程の回答ですと曖昧な部分があったので説明をお願いします。

<事務局> 特別な支援を必要とする子ども達の支援が主な職務ですので、特別支援学級の子どもの支援に特化したものではありません。通常学級にいる支援の必要な子どもへの支援が主な職務であります。

<教育長> ありがとうございました。委員の皆さんに私から情報としてお伝えしたい

のは、特別支援学級は該当児童生徒が4人いる場合は学級を作れることとなっておりますが、数年前までは状況に応じて2人であっても状態が重かったりする場合は学級を編成できて国から教員の配置もありました。さらに小学校で特別支援学級に入っていれば、その子が入る中学校には自動的に特別支援学級が設置できました。1人であっても。ところが県内全体、国全体で支援を必要とする子どもが非常に多くなったことで予算的にも対応が難しくなり、保護者が子どもを特別支援学級に入れることに同意しても、該当児童生徒数が足りないために特別支援学級を作ることができず通常学級に入るケースが多くなってきております。また小学校では支援学級に入っていたのに中学校には支援学級がないため無理やり通常学級に入るケースも出てきております。県には要望しておりますが、国の予算の事情もあり非常に環境は厳しくなっている状況があります。あともう1つ、通常学級に情緒障がいを持つ子どもがいる場合のトラブルが少なくありません。情緒障がいを持つ子どもは感情が高ぶって相手に怪我をさせてしまうこともあるので難しい問題になっております。この2点についてご報告させていただきます。

<議長：室井市長> 他に皆さまからご意見等がなければ、次の協議題「芸術文化活動の促進について」に移ります。それでは事務局より説明をお願いします。

<事務局> 「芸術文化活動の促進について」説明

<議長：室井市長> ただ今、あいづまちなかアートプロジェクトと会津若松市民文化祭について説明がありました。この2事業については、これまでの課題を踏まえ、より効果的に事業を推進するため、実施体制や事業内容の見直しを進めているところですが、皆様よりご意見やご質問などありましたら発言をお願いいたします。

<田中委員> あいづまちなかアートプロジェクトの新組織についてですが、AチームからCチームとあります。これは展覧会事業、ラーニング事業、アートコミュニケータ事業、広報活動の4つ事業の枠組みによって整理したものとの認識でよろしいでしょうか。

<事務局> その通りです。

<田中委員> 市民文化祭の実施体制を変えて、常任委員会と実行委員会を1本化することですが、これまで2つに分けていた理由をお聞かせください。

<事務局> これまで文化団体組織の方がメインで事業を実施しており、部門毎に持ち回りで行っていたところがありまして、そういった順番を決定するところで分けていたものです。

<田中委員> 各部門の代表の方がいらっしゃって、翌年の実施組織を決めて、その文化団体組織の1つが実施していたということでしょうか。

<事務局> 例えば、お茶やお花の代表の方がいらっしゃって、開催内容が決まりますと、実施にあたっては、お花でしたらお花の各団体の方が集まって実行委員会を組んでいたという流れになります。

<林委員> あいづまちなかアートプロジェクトも市民文化祭も団体の固定化、高齢化といった話がありましたが、若い団体や個人に対する後押しはどのようにされているのですか。

<事務局> あいづまちなかアートプロジェクトにおいては、部会で企画立案をする中で出た意見から、いろいろな方へお声掛けして実施するようになってきています。市民文化祭については、実行委員を公募したところであり、今後様々な団体が参加しやすくなるように進めていきたいと思います。なお昨年はとっかかりとして会津の合唱団体がメインとなっている「音楽のつどい」に高校生バンドに参加いただけております。

<林委員> 今年、荒城の月実行委員会が解散しましたが、高齢化した文化団体がなくなる傾向があるかと思います。会津には合唱など音楽系に強い中学校や高校がありますので、そういう学校にも参加いただけるといいかと思います。

<議長：室井市長> あいづまちなかアートは県立博物館で実施していたものを市が引き継いだ経過があります。市が所有している絵画や版画などの収蔵品は400点以上ありますし、こういった作品を見ていただく機会にもなるということで当初始まったところでした。市民の皆様からは美術館を設置して欲しいとの声もありますが、設置はなかなか難しいので、昨年は文化センターを美術館に見立てて作品を展示するなど工夫されています。なお市の収蔵品は寄贈されたものもありますが、県展で上位入賞した作品を市で買い取っていた時期があったと聞いています。こういったことからも、いい作品がたくさん残っているものだと思いますので、今も稽古堂で収蔵品を展示しているところですが、建設中の新庁舎にも展示機能の設置が検討されており、移転後は新庁舎にも収蔵品を展示できるものと思っております。また昨日開催されたあいづまちなかアート実行委員会においては、展示期間を延長して欲しいとの意見がありました。大変かとは思いますが、若い作家の方々が出てきていると耳にしますので、そういう方々に光を当てていくことも必要かと思います。私からは以上です。最後に教育長よりお願ひします。

<教育長> あいづまちなかアートプロジェクトと市民文化祭は組織の改編をしながらより充実したイベントにしていきたいというのですが、特にあいづまちなかアートプロジェクトについては、教育委員会として今後さらに積極的な周知活動に力を入れてまいりたいと考えておりますので、皆様のお力をお借りできればと思います。ここで特別支援教育の話に少し戻りますが、以前、養護学校に行った際に困りごととして話をされていたのが、中学校で情緒学級に通う子ども達は高校から先の道がないんですね。知的障がいの場合だと県立学校に知的学級がありますが、情緒障がいの場合には行き場がない。特別支援教育にはこういった難しい問題が残っていることをこの場で共有していただければと思います。本市ではないのですが、中学校に訪問に行った際、情緒学級で暴れている子どもがいて、一度は落ち着いたものの訪問者を見てまた暴れたりしていました。机の中に結束バンドがたくさん入っていて、学校の帰りに動物を捕まえて結束バンドで縛って捨てていて、警察の事情聴取があった頃なのですが、そういう子どもの行き場所がないわけなんです。中学校では特別支援学級で一生懸命指導しても、その先は家庭で見るしかないという非常に難しい問題があるのでお伝えいたしました。

<議長：室井市長> ありがとうございました。それでは、本日の全ての議題についての協議が終わりましたので、閉会といたします。

○閉 会